

ばい煙発生施設、特定施設等廃止届出書

年 月 日

中部近畿産業保安監督部長 殿

〒

住 所

氏 名

ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定施設を廃止したので、電気関係報告規則第4条の表第17号の規定により、次のとおり届け出ます。

発電所又は事業所の名称	
発電所又は事業場の所在地	
ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設及び特定施設の種類の種類	
廃止の理由	
廃止年月日	

- 注 1 記載事項が多い場合は、「別紙のとおり」と記載して別紙を作成し添付してもよい。
- 2 当該施設の属する発電所の廃止又は出力の変更に伴い廃止した場合は、この届出書の提出は不要である。
- 3 「ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設及び特定施設の種類の種類」の欄には、大気汚染防止法に規定されるばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法及び振動規制法において規定される特定施設のうち、電気事業法に基づき届出を行っている施設について、その概要を記載すること。
- 4 非常用予備発電装置の場合は、その旨を記入すること。